

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業 事業計画書

令和 6 年 3 月 2 7 日

神奈川県開成町

目次

応募者の概要.....	3
応募者(地方公共団体)の名称.....	3
代表者氏名.....	3
担当者情報（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話・Eメールアドレス）.....	3
応募者におけるこども政策の取組内容や組織体制等.....	3
実証事業計画の詳細.....	4
応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的.....	4
実施体制、役割等がわかる全体像（図）.....	7
利用するデータ項目.....	8
個人情報の適正な取扱いに関する対応方針.....	9
実証事業におけるこどもデータ連携の仕組み.....	12
人の目による支援方策の検討の在り方(業務フロー会議体等).....	15
想定される具体的な支援方策やそれを担う関係機関等の名称.....	16
事業効果の評価・分析方針.....	17
事業の実施スケジュール.....	17
実証事業に必要な経費等.....	19
実証事業に必要な経費.....	19
実証事業で発生、取得した財産等の帰属先.....	19

応募者の概要

応募者(地方公共団体)の名称

神奈川県開成町

代表者氏名

開成町長 山神 裕

担当部署

開成町こども課

応募者におけるこども政策の取組内容や組織体制等

◆こどもに関する各種計画

- 第五次開成町総合計画後期基本計画 概要¹
- 開成町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
<https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/div/kikaku/pdf/sousei/sousei-vision2020.pdf>
- 第2期開成町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）
<https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/div/kikaku/pdf/sousei/sousei-plan2020.pdf>
- 第二期 開成町子ども・子育て支援事業計画
<https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/div/kosodate/pdf/keikaku/R2shienjigyokeikaku.pdf>
- 第3次開成町教育振興基本計画（2019年度～2024年度）
<https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/div/kyoiku/pdf/keikaku/h31keikaku.pdf>

◆組織体制と、本町が目指す子ども家庭相談・子ども家庭支援

本町では、平成28年の児童福祉法等の改正以降、児童福祉分野における「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健分野における「子育て世代包括支援センター」の整備を進めてきたが、令和4年の児童福祉法と母子保健法の改正により、双方の機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談支援機関である「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。これを受け、児童福祉・母子保健・発達支援の相談等に対し一体的な支援を実施するため、令和6年度から「こども家庭センター」を設置する。

また、こども家庭センターの設置を契機に、これまで要保護児童対策地域協議会等を活用しながら実施してきた気になる家庭等への支援の取組に加え、各支援機関との更なる連携強化やプッシュ型支援等を実施する予防的支援体制の構築を目指している。

◆システム現況

データの連携元となる基幹系システム（住民記録、子育て支援、児童手当、学童保育、医療費助成、教育、健康情報、障害福祉・福祉相談等）については、神奈川県内14町村で組織する神奈川県町村情報システム共同事業組合により共同化した町村情報システムを利用している。今後、町村会へ実証検証内容を情報共有し、横展開することにより町村内でのデータ利活用に向けた取組を目指していきたい。

¹ 資料 1-1 第五次開成町総合計画後期基本計画概要①、資料 1-2 第五次開成町総合計画後期基本計画概要②

実証事業計画の詳細

応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的

◆背景・目的

本町は、人口が増加しており、令和2年国勢調査では、総人口に占める0歳から14歳までの人口（年少人口）の割合は、14.8%で県内市町村の中で1位となっているが、人口の増加とともに、要保護・要支援児童、虐待相談通告件数も増加している状況にある。また、要保護・要支援児童だけではなく、産科病院から情報提供される妊婦も増加しており、妊娠期から学齢期まで、長期的な支援を必要としている子育て世帯が増加している。

このような状況において、ケースワークを担う保健師や社会福祉士の業務負担が増すとともに、ケースワークの質の確保、相談内容の複合化による庁内関係機関の情報の連携など様々な課題を抱えている。

町では、各課や所属機関がこどもの育ちに関する情報を個別に保有している。就学前においては、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点など家庭やこどもの情報を詳しく把握しているが、就学後にそれらの情報を引き継ぐ仕組みがない。

現在、相談記録等を管理している基幹系システムでは、各機関の相談記録を住民基本台帳に紐づけて各課から入力しているが、「こども」を軸としてそこに关わる支援や記録などをまとめて閲覧できるものではなく、複数のソフトを使用しながらこどもごとの支援を管理している。

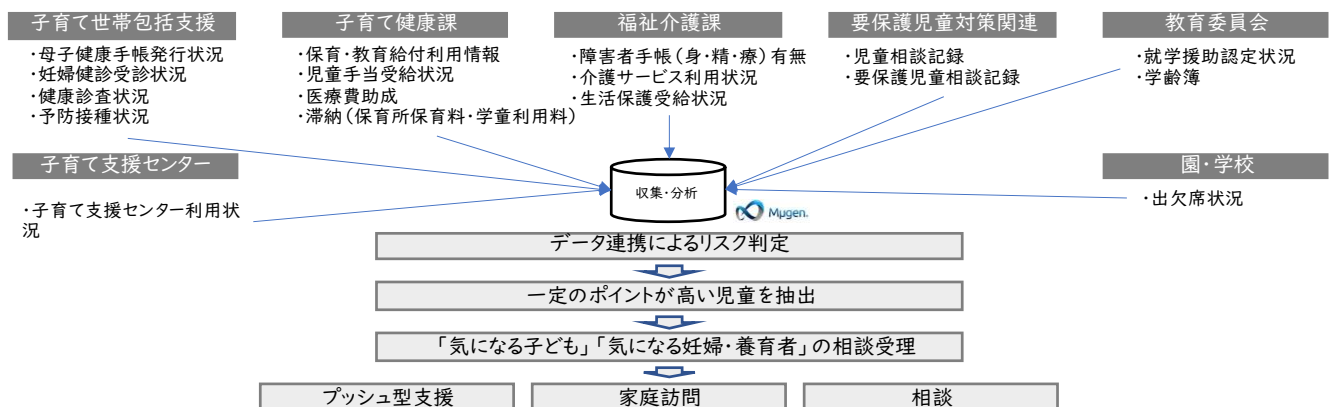
本町では、小さい町の強みとして、こども一人ひとり、各家庭に対して妊娠期からアプローチし、丁寧に伴走支援していくという、きめ細かい支援が可能である。そのうえで、行政等が保有するこどもに関するデータを連携することで、家庭の要支援リスクを判定、分析・可視化し、支援家庭の早期発見、早期支援につなげ、年齢や所属による切れ目が発生しない支援の実現を目指し、行政等が保有するこどもに関する多様なデータの連携における実証事業を令和5年度に引き続き実施するため、令和6年度においても応募することとした。

◆「開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業」のこれまでの取組

本町では、行政等が保有するこどもに関するデータを連携することで、家庭の要支援リスクを判定、分析・可視化し、支援家庭の早期発見、早期支援につなげるために、令和4年度から「開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業」を推進している。

また、母子保健と児童福祉を一元化した「こども家庭センター」の令和6年4月の設置を見据え、上記リスク判定等をシステム化した「開成町こども見守りシステム」の構築を行ってきており（図表1参照）、令和6年度より本稼働する。令和5年度の実証事業は、システムによりリスクがある可能性のあるこどもを抽出するところまでとなったが、令和6年度はシステムを活用した実際の支援業務に取り組む。

図表 1 データ連携の概要



「開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業」を通して実現したいことと、これまで各年度に行ってきた具体的な取組は以下の通りである。

- ・ 子ども家庭総合支援拠点を核として、各部署（各機関）が保有するこどもに関するデータを連携し、支援に向けたリスクの判定・分析・可視化をシステム化した「開成町こども見守りシステム」を構築する。
- ・ 「開成町こども見守りシステム」において、分析ツール等による情報の整理・分析を行い、ハイリスクとなる可能性のあるこどもを事前予測し、児童ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー等による早期の適切な支援を目指す。
- ・ リスク予測を踏まえて、重篤な事象が発生する前に予兆を捉え、予防的にプッシュ型の支援を実現する。

【令和4年度】

令和4年度は、町や各機関が保有するこどもに関するデータを扱う各システム及びデータの現状を調査し、それらを連携する目的・目標・手段・効果の整理や、連携対象とするシステム及びデータ項目の整理、データを連携させた場合に期待される効果の整理、見守りシステム導入への具体的な実現方法の設計を行った。

【令和5年度】

令和5年度は令和4年度に調査・設計した内容に基づき、「開成町こども見守りシステム」の構築及び開発を行った。困難類型を「ヤングケアラー」「貧困」「虐待」「引きこもり」の4つに設定し、データの見える化や検証モデルとアラート条件の設計を行った。困難類型については、その中で、業務上フォロー可能な抽出人数を設定しつつ、潜在層をどのように担保するかということや、抽出の精度を高めていくことなどが課題として残った。

◆令和6年度事業 取組のポイント

令和6年度は令和5年度事業を通して得た気づきや課題に対応し、「開成町こども見守りシステム」とそれを活用した支援実施までのフロー等を改善し、令和7年度以降も継続して取り組めるよう業務を確立することを目指す。公募要領「2-2 実施内容」に示された内容に合わせた取組は図表2の通り想定する。

図表2 令和6年度事業 実施内容

2-2 実施内容	令和5年度事業での気づき・課題	令和6年度事業での実施内容
① 子どもや家庭の抽出	・ 専門職が面談をした際の気づき等、特に早期支援につなげるために有効な情報はデジタル化されていないものが多い ・ 取りこぼしが無いように幅広く抽出すると対象のこどもの人数が多くなり、業務負荷が高くなってしまふ ・ 潜在層を見つけることが困難である	・ 来年度以降に情報の手入力機能をシステムに実装し、紙媒体の情報をもとにシステムの情報を見直すことができる仕組みを作ること、デジタル化への負担に考慮したアナログ情報の活用を検討する ・ データ項目の要素として当てはまり状況を確認しながら見直しをしたり、抽出するしきい値を調整したりするなど、稼働後も一定期間は判定ロジックの改善を継続する
② 必要な支援等の実施	・ システムによりリスク判定された結果の正否等の確認方法については、レッテル貼りされないような伝達方法等を検討する必	・ 要保護児童対策地域協議会の仕組みの活用等、実践をしながらシステムを活用した支援実施までの流れの見直しを継続する

2-2 実施内容	令和5年度事業での気づき・課題	令和6年度事業での実施内容
	要がある すでに見守りや支援を行っているこども・家庭を除くことを想定しているが、その判断の確からしさの確認が困難である	システムに絞り込みを支援する機能を追加することにより一定の負担軽減を実現し、真に人による絞り込みが必要な対象への確認・検討が丁寧に行えるようにする
③ 検証	- データ項目に当てはまるか否かの確からしさを判断することが難しい項目については、困難の類型とデータ項目の関連性の判断がさらに難しくなる - 本実証事業の実施にあたり、支援にあたる保健師やケースワーカー等の業務負担増が見込まれる	- データ項目への当てはまり度合いの確からしさや、困難の類型との関連性を継続して検証できる仕組み（リスク判定された結果の正否等の確認結果を記録する等）の構築を検討する - 年々、専門職が取扱うケース件数が増加し、ケースワークの質の確保が課題となっている。データ連携により把握したこども等への支援により、専門職の業務負担増が見込まれるため、適切な職員配置や体制整備が必要となる

令和6年度事業においては、情報の手入力機能をシステムに実装し、紙媒体等のアナログ情報の活用や、システム判定結果に対する評価、実際に行った支援策等の情報を登録することができる仕組みを作ることを想定している（図表3参照）。

図表3 情報の手入力機能

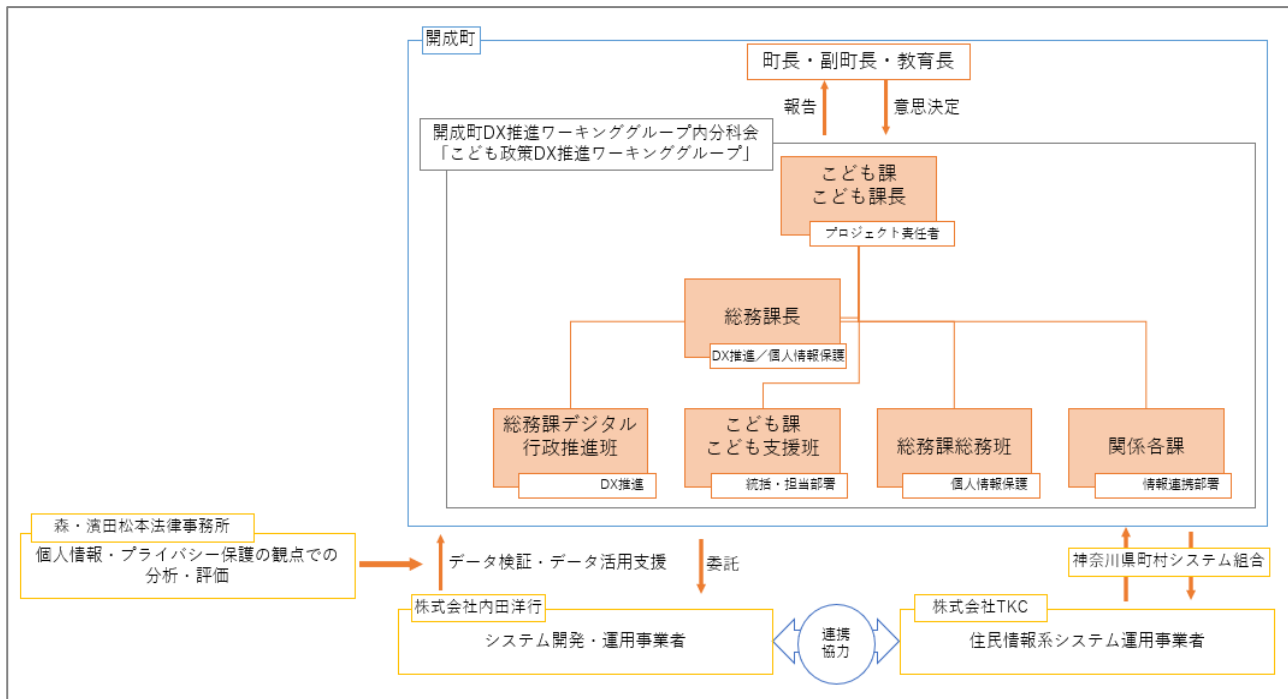
子どもの属性判定入力

属性	判定時	変更後	変更理由	更新日時
ヤングケアラー	1	1		2024-03-11 15:29:20
親	1	1		2024-03-11 15:29:22
虐待	0	2	先生からの相談内容を加味して変更	2024-03-11 15:29:23
引きこもり（孤立）	1	1		2024-03-11 15:29:23
発達障害	0	0		
虐待うつ	0	0		
ひとり親	1	1		2024-03-11 15:29:26
相談記録あり	0	0		
要対応登録	0	0		

※記載の情報はサンプル用のテストデータであり、実在しないデータである

1. 主 业 : 1 1 5 4 6 6 主 业 : 1 1 5 4 6 6

主体名	対応する部署等	役割
総括管理主体	こども課こども支援班	各担当部局からのデータを組み合わせてアルゴリズム等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局
保有・管理主体	こども課こども支援班 こども課こども家庭班 福祉介護課福祉班 教育委員会事務局学校教育課	教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局
分析主体	こども課こども支援班 分析を担当する事業者	データを分析して総括管理主体が困難な状況にあるこどもを把握するためのアルゴリズム等を作成する
活用主体	こども課こども支援班 こども課こども家庭班 福祉介護課福祉班 教育委員会事務局学校教育課	データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる



※ 法律事務所は、開成町と内田洋行からなる事業体からの依頼により、支援につなげる際に発生するプライバシーリスクの検討・評価・報告書等の提供を行う。詳細は後述「弁護士を交えたプライバシーリスクの分析・評価」参照)

利用するデータ項目

基幹系システム（住民記録、子育て支援、児童手当、学童保育、医療費助成、教育、健康情報、障害福祉・福祉相談等）を中心に、教育委員会・学校が保有するデータを加えることを想定している。令和5年度事業でシステムへの取込対象となったデータの一覧を**図表6**に示す。

図表6 基本データ連携項目利用の有無

	データカテゴリ (大項目)	データカテゴリ (中項目)	保有・ 管理主体
1	住基、宛名情報	住基情報、宛名情報	税務窓口課
2	保育・教育給付利用 情報	子ども子育て支援認定情報、子ども子育て支援入所情報、 子ども子育て支援調定情報、学童保育認定情報、 学童保育調定情報、施設等利用給付_給付認定状況・入所情 報、 施設等利用給付_給付認定状況、施設等利用給付_入所情報	こども課
3	児童手当受給状況	児童手当情報	こども課
4	医療費助成	医療費助成資格情報	こども課 福祉介護課
5	子育て支援センター 利用状況	子育て支援センター利用者情報 子育て支援センター状況回数市内情報	こども課
6	虐待通告状況		こども課
7	滞納（保育所保育料・ 学童利用料）	滞納情報（子ども子育て支援・学童保育）	こども課
8	児童相談記録	相談内容情報	こども課
9	要保護児童相談記録	相談内容情報	こども課
10	母子健康手帳発行状況	母子手帳情報	こども課
11	妊婦健康診査受診状 況	妊婦健診情報	こども課
12	健康診査受診状況	基本健診／一次、妊婦出産情報、出産の状態に係る情報、 出産時情報、3～4か月児健診、1歳6か月児健診、 3歳児健診	こども課
13	予防接種状況	予防接種	こども課
14	障害者手帳（身・精・ 療）有無	支給決定内容、障害支援区分、利用実績基本、利用実績明細、 身体障害者手帳、精神障害者手帳・療育手帳所持者	福祉介護課
15	介護サービス利用状 況	介護資格、生活保護、受給者台帳、給付実績基本情報、 給付実績明細情報	福祉介護課
16	生活保護受給状況		福祉介護課
17	校務情報	児童生徒基本情報、月別欠席日数、長期欠席者一覧表、 健康診断結果一覧、歯科検診結果一覧、気づき情報	教育委員会
18	学齢簿	最新の就学情報、指定校変更情報、区域外就学情報、 在籍学校履歴	教育委員会
19	就学援助認定状況	就学援助申請者情報	教育委員会
20	児童扶養手当	児童扶養手当名簿	こども課

	データカテゴリ (大項目)	データカテゴリ (中項目)	保有・ 管理主体
21	福祉相談支援	事実上の世帯、現住所・連絡先、相談内容、相談種別、 相談連絡先、相談緊急連絡先、相談関係機関、 相談家族構成・生活状況、相談健康状態、相談虐待 相談資格・認定、相談経済・就労状況、支援情報、 支援対応、支援方針、本人同意情報	こども課

これらのデータを利用し、各困難類型への当てはまりを検討するが、その過程で分析に必要な情報が不足する場合等は適宜追加を検討する。実際の各困難類型との関連性や、現場の負担、周辺自治体への展開などの事情を踏まえ検討していく。

◆基本データ連携項目の利用の検討

基本データ連携項目の利用については、令和5年度事業実施時点でデータ取得が可能か否かを確認（図表7参照）し、判定ルールに利用する項目としても極力利用することを検討してきた。令和6年度事業においても利用の検討を継続する。

図表7 基本データ連携項目利用の有無

	基本連携事項		取得
こども	1	要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録歴がある	○
	2	一時保護された履歴がある	△
	3	3か月児／1歳6か月児／3歳児健診を受けていない	○
	4	3か月児／1歳6か月児／3歳児健診アンケート「家に残して外出」に該当	△
	5	3か月児／1歳6か月児／3歳児健診アンケート「長時間食事を与えなかった」に該当	△
	6	3か月児／1歳6か月児／3歳児健診アンケート「子どもの口をふさいだ」に該当	△
	7	3か月児／1歳6か月児／3歳児健診アンケート「子どもを激しく揺さぶった」に該当	△
	8	1歳6か月児／3歳児健診／学校定期健診において、低体重であった	○
	9	こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	○
	10	障害児支援受給者証の発行歴がある	○
	11	小・中学校の欠席日数が多い	○
	12	小・中学校の遅刻が多い	×
	13	こども自身から心身の不調や希死念慮を聴取している	△
保護者・家庭	14	当該こどもの出産に際し、妊婦健診を受けた履歴が全くない	○
	15	当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数が高い	△
	16	父または母が身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳を所持している	○
	17	生活保護を受給している	○
	18	児童扶養手当を受給している	○

個人情報の適正な取扱いに関する対応方針

① 基本的な考え方

こどもに関する各種データの連携においては、個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要である。令和4年度までは、開成町個人情報保護条例を遵守するとともに、収集と利用につい

ては個人情報保護審査会の審議を経て行っていたが、令和5年4月から個人情報保護法が改正されたため、新たに定めた「開成町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会策定）に基づく法的整理について検討を行った。具体的な検討結果については、以下のとおりである。

(ア)個人情報の取扱いに応じた整理

こどもデータ連携を行う場合に、扱う情報項目に応じて、取り扱う主体、取得方法、取扱い方法や目的、取り扱う必要性、取扱いにおける体制、安全管理措置の状況等について整理した。整理結果については、別紙「資料2 開成町こどもに関する各種データの連携による見守り強化事業実施要綱」、「資料3 開成町こどもに関する各種データの連携による見守り強化事業事務取扱要領」のとおりである。なお、本事業における取組内容が個人情報保護法等に沿うものかどうか、外部専門機関に照会予定である。

(イ)個人情報ファイル簿

利用目的に応じた個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、(ア)を踏まえて、作成する。

(ウ)住民への周知

(イ)と合わせて、住民等が自己の個人情報の利用目的について認識できるよう利用目的の公表（広報やHP上の公表）を行う。

(エ)プライバシーへの配慮

外部有識者（弁護士）や外部専門機関との連携等により、本事業におけるプライバシーリスクの分析・評価の実施を検討する。

【弁護士を交えたプライバシーリスクの分析・評価】

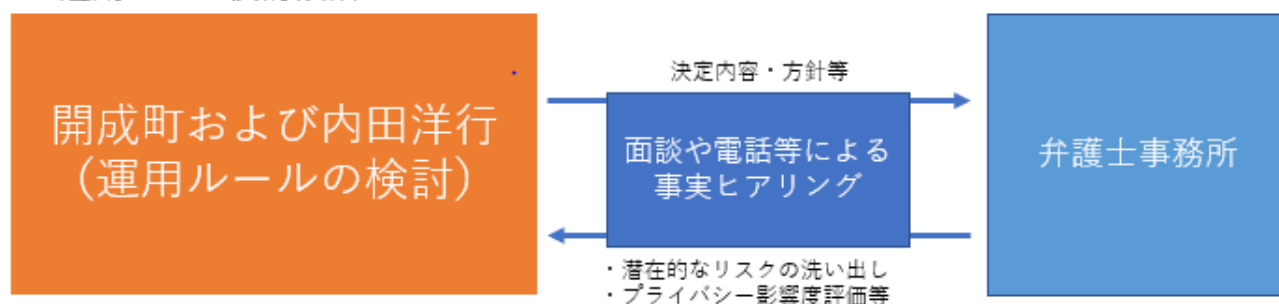
実際に支援を行っていくにあたって、支援の必要性が顕在化していない家庭へアプローチを行うことも考えられ、個人情報保護やプライバシー保護の観点で検討を行うことも重要になる。近年の住民のプライバシー意識の高まりもあり、本事業においても実施要綱・要領等のルールを策定してきた。しかし、特にプライバシーは概念そのものが抽象的であり、その性質上、時代と共にその保護対象が変化するものと考えられるため、実際に本事業を実施する際には、プライバシーの保護主体である住民を含む社会からの理解や信頼を継続的に得ることが肝要である。そこで、本年度は有識者（弁護士等）を交え、本事業におけるプライバシー保護に係るリスクの分析や評価を実施することを考えている。有識者による専門的な分析結果を広報等で示すことで、実際に支援にあたる職員の心理的不安の軽減や、住民を含む社会からの信頼を得ていく狙いがある。

有識者の関与は、事業の進捗段階に応じて必要な内容となることを想定している。具体的には、運用ルールの検討段階では、ルールの策定の参考とするために、弁護士によるヒアリング等を通して潜在的なプライバシーリスクの洗い出しや、こどもデータ連携ガイドラインを考慮し、プライバシーへの影響度評価等を実施し、解決策等の助言を得ることを想定している。また、運用段階では、実際に支援を実施する中で新たに検出したプライバシーリスクへの懸念に対して、検討会を開催することも含め、有識者（弁護士等）から専門的知見の助言を得ることを想定している。

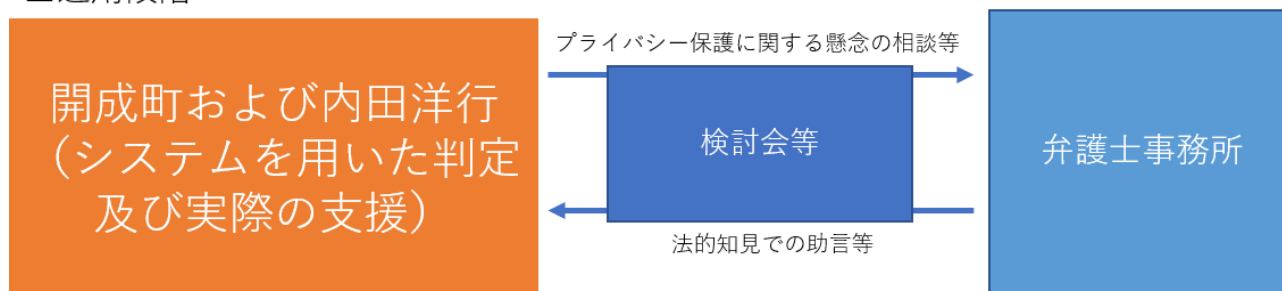
（図表8参照）

図表8 弁護士によるプライバシーリスクの分析

■運用ルール検討段階



■運用段階



■参画弁護士：森・濱田松本法律事務所

総合的なリーガルサービスを提供する総合法律事務所であり、国内外において豊富な実績を有している。IT や AI の利活用など先端的なトピックにも多く取り組んでいるほか、個人情報やプライバシーの保護の観点についても、過去に個人情報保護委員会事務局への出向経験があり専門性と豊富な経験を有する弁護士が在籍しているなど、本事業において有用な評価や助言を受けることが期待できる。

② 共有方法

収集したデータは、分析主体の担当する事業者及び組織のみ閲覧可能とする。連携事業者とは、個人情報（特定個人情報含む）を扱う場合の業務委託契約締結時に準じた適切な秘密保持契約を取り交わし業務に従事する。共有にあたっては、マイナンバー利用事務系ネットワーク上に決められた端末に個人ごとにアクセス権限を付与し共有する。

③ アクセスコントロール

マイナンバー利用事務系ネットワークにアクセスのできる本事業の従事者に限るが、実際の運用を想定し、図表9の通りデータを扱う主体、役割ごとにアクセス制限を敷く想定である。なお、アクセス権限の付与及び削除は、総括管理主体の担当職員が行う。

図表9 各主体に対するアクセス制限

カテゴリ	団体・部署	アクセス制限
保有・ 管理主体	こども課こども支援班 こども課こども家庭班 福祉介護課福祉班 教育委員会事務局学校教育課	・支援が必要なこどもの情報とその保護者の情報を抽出したダッシュボードへのアクセスが可能 ・取り込んだ各データに対するダッシュボードは、データを元々保有しているシステムへのアクセス権限に応じて、「開成町こども見守りシステム」内でのアクセス権を設定することで制限が可能
分析主体	こども課こども支援班 分析を担当する事業者(内田洋行)	・ダッシュボードを介して取り込んだ全てのデータを閲覧可能
活用主体	こども課こども支援班 こども課こども家庭班 福祉介護課福祉班 教育委員会事務局学校教育課	・支援が必要なこどもの情報とその親・保護者情報を抽出したダッシュボードへのアクセスが可能 ・取り込んだ各データに対するダッシュボードは、データを元々保有しているシステムへのアクセス権限に応じて、「開成町こども見守りシステム」内でのアクセス権を設定することで制限が可能

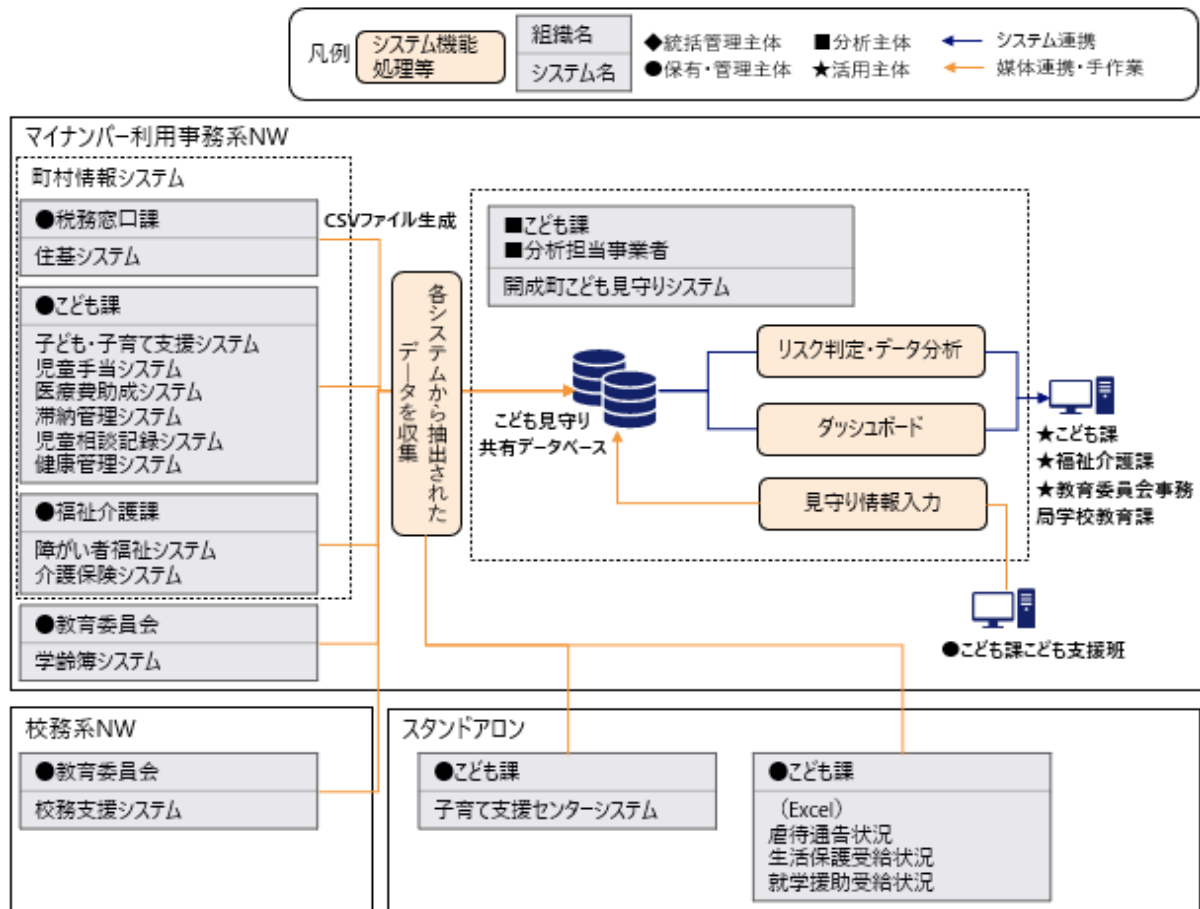
実証事業におけるこどもデータ連携の仕組み

◆データ連携方式

「開成町こども見守りシステム」はマイナンバー利用事務系ネットワーク内に構築している（図表 10 参照）。連携元のシステムからのデータ連携にあたっては、CSV ファイルを生成する。校務支援システムから連携するデータ等、一部は Excel ブックの形式で出力されるため、CSV ファイルへの変換を行った。データは1か月に1回、媒体連携・手作業にて「開成町こども見守りシステム」のこども見守り共有データベースへ集約・連携することを想定している。自治体内のシステムで完結しており、連携時にデータのマスキングは行っていない。

なお、令和5年度事業においては校務支援システムのデータは、教育委員会で一括出力できず、学校毎に個別にデータを出力する必要があった。データ連携の機会は限られるが、より効率的、かつ今後も継続的にデータを連携するために、運用方法については引き続き検討する。

図表 10 「開成町こども見守りシステム」の概要



◆「開成町こども見守りシステム」の概要

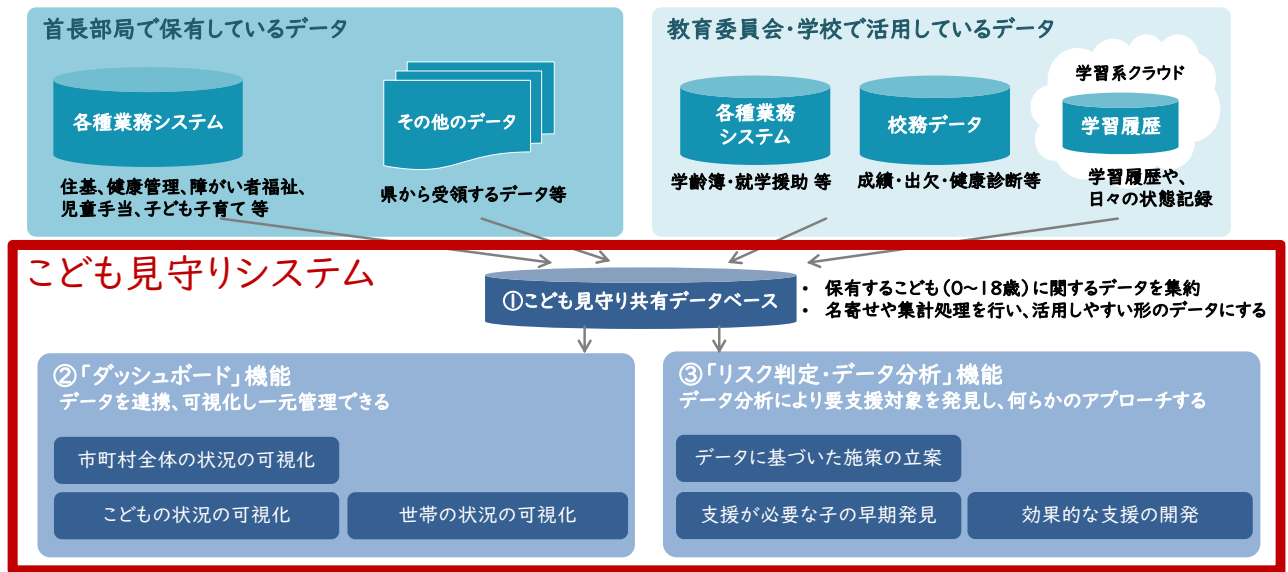
「開成町こども見守りシステム」は、以下3つの機能をもつ（図表 11 参照）。「開成町こども見守りシステム」の設計・構築には、DX 推進ツール「Mugen」を利用している。

(https://smartinsight.jp/mugen/about_mugen)

「Mugen」はデータ準備・見える化・高度データ分析の全体をカバーできる製品であるため、データを追加・修正した上で、見える化、高度データ分析の繰り返しをできるだけ短期間に低コストで効率よく実施できる点がメリットである。

- ① 関係機関で保有している様々なデータを集約し名寄せや集計処理を行い活用しやすい形にまとめる「こども見守り共有データベース」機能
- ② 連携されたデータを可視化する「ダッシュボード」機能
- ③ 様々なデータをかけ合わせて顕在化されていない課題(ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり等)の早期発見や施策立案に活用する「リスク判定・データ分析」機能

図表 11 「開成町こども見守りシステム」の概要



◆「ダッシュボード機能」の概要

「ダッシュボード」機能は、全体の把握から、任意のグループ単位、個人の傾向、相関が確認できるようなダッシュボードを想定している。それぞれにアクセス権を設定することで、個人情報保護・セキュリティ要件に合わせたダッシュボードを構築する。実際のシステム画面を以下に例示する。

【画面イメージ①：こどもの基本情報】

それぞれの困難類型に該当するこどもの人数や、それぞれのこどもがどの困難類型にあてはまるか、といった全体の概要を把握できる（図表 12 参照）。このダッシュボードでは、全体を把握することを目的とし、見やすさ・わかりやすさを重視した。

図表 12 「こどもの基本情報」の画面サンプル



※記載の情報はサンプル用のテストデータであり、実在しないデータである

【画面イメージ②：支援判定要素一覧】

困難の類型ごとに、判定する際の抽出条件や、その抽出条件に各こどもがどれくらいあてはまっているかを詳細に一覧化する（図表 13 参照）。個別の抽出条件への該当有無だけでなく、直感的に重みがわかるよう、いくつ抽出条件に該当しているか、というポイントも集計している。

図表 13 「支援判定要素一覧」の画面サンプル（ヤングケアラーの場合）

対象の要素（列）の抽出条件説明

該当した抽出要素の数の合計

要素毎の該当数合計

世帯番号（共…）	氏名番号（共…）	氏名	氏名（カタカナ）	生年月日	年…Y	該当件数	発達障害/…Y	障害児支援…Y	家族療育…Y	児童扶養手当Y	ひとり親世帯…Y	多子世帯…Y
000001	000001	山田 太郎	ヤマダ タロウ	2007-03-16	17	1	0	0	0	0	0	0
000002	000002	山田 太郎	ヤマダ タロウ	2006-02-03	18	2	0	0	0	0	0	0
000003	000003	山田 太郎	ヤマダ タロウ	2005-10-26	18	2	0	0	0	0	0	0
000004	000004	山田 太郎	ヤマダ タロウ	2009-10-20	14	1	0	0	0	0	0	0
000005	000005	山田 太郎	ヤマダ タロウ	2005-11-03	18	2	0	0	0	0	0	0
000006	000006	山田 太郎	ヤマダ タロウ	2007-11-12	16	1	0	0	0	0	0	0
000007	000007	山田 太郎	ヤマダ タロウ	2008-03-21	15	2	0	0	0	0	0	0
000008	000008	山田 太郎	ヤマダ タロウ	2013-12-16	10	1	0	0	0	0	0	0
Σ						232	2	70	18	139	138	0

※記載の情報はサンプル用のテストデータであり、実在しないデータである

実際の業務においては、画面イメージ①で全体的な概要をつかむとともに、画面イメージ②でどのような背景から困難の類型に当てはまると判定されたかを確認する。支援の必要性については、①②で確認できる情報と、現場でつかんでいる情報を組み合わせながら検討する。

これまで、それぞれの部署・システムで管理されていたデータが一か所に集約されることで、よりスムーズにこどもの状況が整理でき、課題の早期発見・施策立案に活用できる。

◆「リスク判定・データ分析機能」の概要

「リスク判定・データ分析」機能は、まずはデータの条件ごとに、判定のルールを決め、それらの結果を組み合わせることで、総合的に分析を行うことを想定している。令和5年度事業において判定ルールに用いたデータ項目は図表 14 の通りだが、うち 8 項目は基本連携データ項目である。

判定ルールの決め方はまず、内閣府有識者会議等の文献や先行自治体の事例を参考にデータから把握できること・想定できる困難な事象を一覧で整理し、それぞれのデータ・情報が取得可能なのかを検討した。その上で、現在の開成町で見守り対象になっている世帯・こどもが、どのようなリスク・困難を抱えているのかの洗い出しをすることで、これまで専門職が行ってきた知見を判定のルールに反映することを重要視した。

図表 14 令和5年度に判定ルールに用いたデータ項目

※◎＝対応するデータ項目（当てはまる場合、1点として加算）

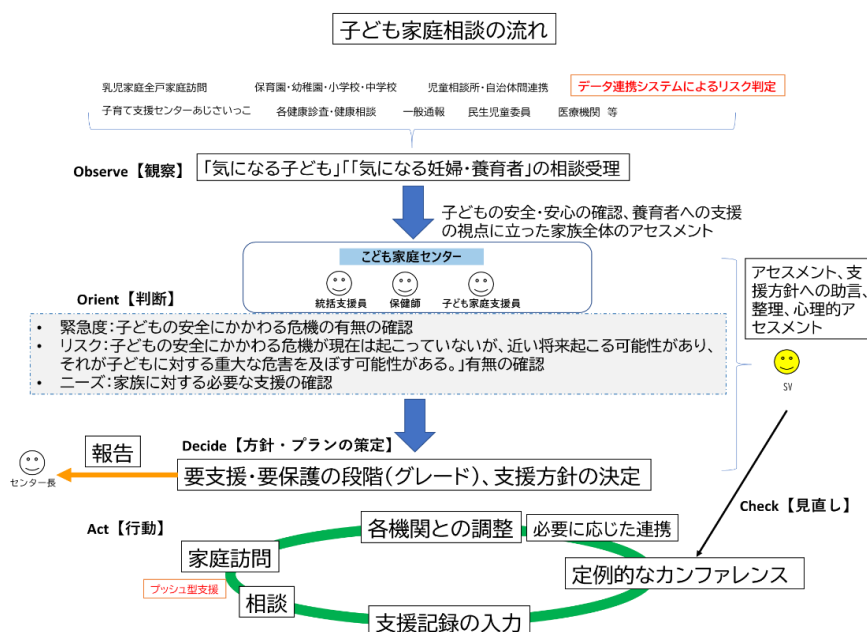
No	データ項目概要	データ項目名	ヤングケアラー	貧困	虐待	引きこもり	発達障害
1	要対協への登録歴がある	要対協			◎		
2	一時保護歴がある	一時保護歴			◎		
3	学校定期健診において専門医療機関による精密検査が必要と判定されている	受診勧告(学校)			◎		
4	(1) 同一世帯人に発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	発達障害/精神	◎				
	(2) 本人に発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	発達障害/精神				◎	◎
5	(1) 同一世帯人に障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援受給者証	◎				
	(2) 本人に障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援受給者証					◎
6	小・中学校の年間欠席日数が30日以上である	欠席30日				◎	
7	子供の出産前に妊婦健診を一度も受けていない(R4年度出生児)	未妊婦健診					
8	同一世帯人に要介護 介護1～5に当たる人がある	家族要介護	◎			◎	
9	生活保護受給世帯	生活保護		◎			
10	児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当	◎	◎			
11	特別支援学級に在籍している	特別支援学級					◎
12	ひとり親医療支援を受給している	ひとり親医療費助成	◎	◎			
13	障がい者医療支援を受給している	障がい者医療費助成					◎
14	就学援助受給（R5年度）	就学援助		◎			
15	直近1年以内に転入歴がある。	転入歴				◎	
16	B18児童相談記録-相談（生活困窮）:世帯	生活困窮相談		◎			
17	B18児童相談記録-相談（障がい者）:世帯	障がい者相談					◎
18	B18児童相談記録-相談（妊産婦相談）:世帯	妊産婦相談					
19	B67の相談分野/相談種別-相談（児童虐待相談）:世帯	児童虐待相談			◎		
20	B67の相談分野/相談種別-相談（児童相談/養護相談）:世帯	児童相談/養護相談			◎		
21	多子世帯：同一世帯に18歳以下のこどもが3人以上の世帯（その他）	多子世帯	◎				
		対象年齢	◎ (6歳以上)				
		判定基準	3点以上	2点以上	2点以上	1点以上	2点以上

本年度は、妊婦健診や乳幼児健診などによって得られた情報を、システム内で要注意項目にチェックをいれる等、情報を確認しやすくする仕組みを検討していく。

人の目による支援方策の検討の在り方(業務フロー会議体等)

システムによるリスク判定で支援対象になったからといって、すぐに支援を開始するということではなく、図表 15 の通り集まってくる子育て家庭の情報の一つとしてとらえ、カンファレンスを行い、必要に応じて支援を行っていく。

図表 15 開成町での子ども家庭相談の流れ



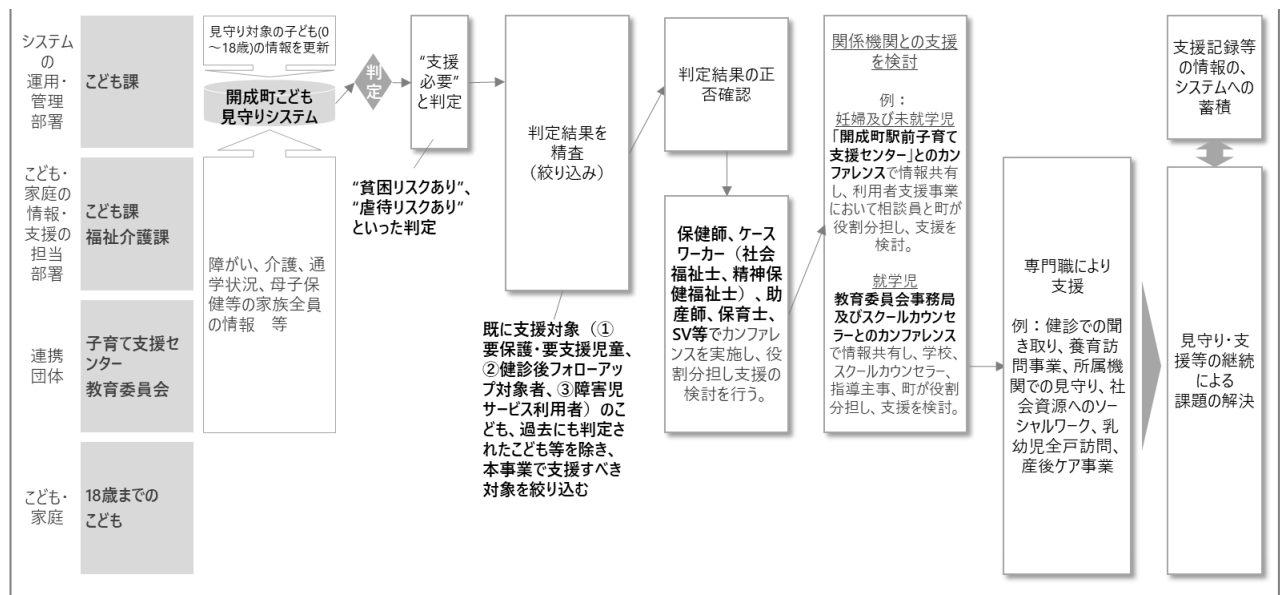
システムを活用した支援実施までの流れは図表 16 を想定しており、システムによる判定結果について、支援状況の確認等の精査を行ったうえで、対象者の支援に関わる関係者が集まるカンファレンスで最終的な支援の要否や支援策を検討する。

システムによる判定結果を児童相談等の一つとして受理し、カンファレンスを実施、保健師、ケースワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）、助産師、保育士等が役割分担し支援の検討を行う。

妊婦及び未就学児においては、上記庁内カンファレンス後、毎月実施している「開成町子育て支援センター」とのカンファレンスにおいても情報共有し、センターの行う利用者支援事業において相談員と町が役割分担し、該当世帯へ支援を検討する。

就学児においては、上記庁内カンファレンス後、毎月実施している教育委員会事務局及びスクールカウンセラーとのカンファレンスにおいて情報共有し、学校、スクールカウンセラー、指導主事、ケースワーカー等が役割分担のうえで、該当世帯への支援を検討する。

図表 16 システムを活用した支援実施までの流れ



想定される具体的な支援方策やそれを担う関係機関等の名称

システムを活用した具体的な支援方策・支援方策の担い手となる機関や役割は、図表 17 参照。

図表 17 想定される支援方策の具体例・支援方策の担い手となる機関や役割

類型	連携機関・専門職 (支援内容検討・情報収集)	連携団体 (見守り・相談実施)	支援方策 (プッシュ型支援と専門職によるアプローチ)
虐待	未就園児：保健師、助産師、保育士 就園児以上：所属機関 児童相談所	未就園児：子育て支援センター 就園児以上：所属機関	未就園児：健診での聞き取り、養育訪問事業 就園児以上：所属機関での見守り
貧困	福祉介護課福祉班 SW 県保健福祉事務所	就園児以上：所属機関 社会福祉協議会	社会資源へのソーシャルワーク
ひきこもり	学校教育課指導主事、適応指導教室、学校	就園児以上：所属機関	社会資源へのソーシャルワーク
ヤングケアラー	学校教育課指導主が、適応指導教室、学校	就園児以上：所属機関	社会資源へのソーシャルワーク
産後うつ	保健師、助産師、保育士	子育て支援センター	乳幼児全戸訪問、養育訪問事業、健診での聞き取り、産後ケア事業
発達障がい	保健師、保育士、福祉介護課	放課後デイサービス事業者	障害サービスへのソーシャルワーク

類型	連携機関・専門職 (支援内容検討・情報収集)	連携団体 (見守り・相談実施)	支援方策 (プッシュ型支援と専門職 によるアプローチ)
	福祉班 SW		

事業効果の評価・分析方針

令和5年度の実証事業では、システム判定結果と要保護児童対策地域協議会の対象となっており、既に状況を把握しているこどもの情報を用いて、データ項目と困難の類型との関連性の検証等を行った。令和6年度は、システムによって判定されたこどものうち、町で状況を把握していないこどもを対象とした実際の支援を通して、データ項目と困難の類型との関連性やデータを活用してリスクや支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を抽出するための手法、人の目による確認や支援方策の検討の在り方等を検証する。

また、データ連携する部署と DX 担当（総務課 デジタル行政推進班）による庁内プロジェクトチームを設置し、連携するシステム運用事業者とこどもデータ連携の取組効果の評価・分析を実施する。想定される評価・分析項目の例は図表 18 参照。

図表 18 評価・分析項目と方法

	評価・分析項目	評価・分析方法
1	潜在的に支援を必要とするこども・家庭の発見及び支援	「開成町こども見守りシステム」より抽出された支援対象の候補リストを関係者で確認し、調査等を行いながら実際に支援を行う対象者と具体的な支援策を決定する。
2	システム構築による業務効率化	通告等があった際のこどもの情報収集時間の測定や職員への意見聴取等。
3	上記の成果・課題を踏まえた、他自治体への展開方策の検討	同様の取り組みを行う自治体を増やしていけるよう、システム連携を実現するために検討が必要な取組課題をこども家庭庁「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）」改訂版の章立てに従い検討する。 特に、データの連携元となる基幹系システム（住民記録、子育て支援、児童手当、障害福祉・福祉相談等）のうち、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の対象となっているシステムについては、標準仕様に定められたデータ項目を活用することで他自治体への展開を容易にすることを検討する。

事業の実施スケジュール

本実証事業は、1か月に1回行う「カンファレンス」を中心に推進することを想定するが、スケジュールは大きく以下2つのフェーズに分類する。①令和5年度実証事業からの継続による改善期間、②令和7年度以降につなげるための期間であり、それぞれについて記載する（図表 19 参照）。

① 令和5年度実証事業からの継続による改善期間

「効果検証・支援策検討」においては、令和5年度事業の中で得られた気づき・課題（前述「令和6年度事業 取組のポイント」参照）を改善するための方策を検討し、システムを活用した支援実施までの流れを改善することを想定する。

「システム開発」においては、上記を実現するために判定ルールの見直しや、人による絞り込みを支援する機能の検討、データ項目への当てはまり度合いの確からしさや困難の類型との関連

性を継続して検証できる仕組みを検討する。

② 令和7年度以降につなげるための期間

「効果検証・支援策検討」においては、上記①の結果を踏まえて適切な職員配置や体制整備を行うために必要な情報を整理するとともに、今後町村会への実証検証内容を情報共有し、横展開することによる町村会内でのデータ利活用に向けた取り組みが可能なか検討する。

「システム開発」においては、令和7年度以降はこれまでと同様のシステム保守体制が構えられない前提で継続して運用するための仕組みを検討する。また、データの連携元となる基幹システムについては、令和7年度早々の標準準拠システムへの切り替えが予定されており、標準化への対応を検討する。

図表 19 令和6年度事業の実施スケジュール

大項目	小項目	2024年								2025年		
		-5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
イベント			▲カンファレンス △データ更新 △	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
体制の整備	実施体制の検討	※2024年4月に業者選定。4月末に協定書締結。										
法的整備	個人情報関連			プライバシーリスク 分析・評価								
効果検証 ・支援策検討	支援実施までの流れ	検証・改善										
	支援・見守りの実施	試行						検証・改善				
	運用体制・ルール						検証・改善					
システム開発	判定ルール改善	検証・改善										
	その他業務改善	検証・改善										
	標準化等への取組						検討					
報告書作成	中間報告会資料作成											
	成果報告書作成											

実証事業に必要な経費等

実証事業に必要な経費

別紙「資料4_費用内訳・予定額（令和6年度）」参照

実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

対象ソフトウェア提供により受託者から本町に納入された納入物品（以下成果物という。）に関する著作権の帰属については、個別契約に別段の定めのない限り、以下のとおりとし、参画事業者と合意済である。

① 新規に作成された成果物

成果物のうち新規に作成された成果物の著作権については、受託者に帰属するが、受託者は町に対し、当該成果物について、町が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいい、以下同じ）を無償で許諾すること。

② 町または受託者が従前から有していた成果物

町または受託者が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ町または受託者に帰属する。この場合、町は受託者に対し、当該成果物について、町が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

以上